

広島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三十三号

広島県会計規則の一部を改正する規則

広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号から第九号まで、第八条から第十条まで、第十一条第一項及び第四項、第十条の第三項並びに第十二条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第十三条の見出し中「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同条第一項及び第三項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第十四条、第十四条の二第一項第五号、第十五条第三項から第五項まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条から第二十条まで、第二十一条第一項、第二十二条から第二十六条まで、第二十八条、第二十九条第一項、第三十条、第三十一条、第三十二条第一項第九号、第三十二条の二第二項、第三十三条第四項並びに第三十五条第一項及び第二項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第三十六条第一項第四号中「（明治三十二年法律第二十四号）第一条各号」を「（平成十六年法律第二百二十三号）第三条各号」に改める。

第三十七条第一項及び第二項、第三十九条第一項並びに第四十一条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第四十二条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とする。

第四十四条の二中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第四十五条の見出し中「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同条第一項、第三項、第四項及び第六項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第四十六条第一項及び第四十六条の二第一項から第三項までの規定中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第四十九条第一項第一号中「出納長、」を「会計管理者、」に、「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同項第二号及び同条第二項中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第五十条から第五十二条まで、第五十三条第二項、第五十五条第二項、第五十八条から第六十二条まで、第六十四条第三項、第六十六条から第六十八条まで、第七十条、第七十一条、第七十二条第一項及び第二項、第七十三条第一項、第三項及び第四項、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条（見出しを含む。）、第八十四条、第八十五条第二項、第八十八条、第九十条、第九十一条、第九十四条、第九十五条、第九十七条、第九十九条、第一百一条、第一百二条、第一百三条第一項及び第三項、第一百四条第二項、百零五条の見出し並びに同条第三項及び第四項、第八十条、第九十条（見出しを含む。）、第一百零五条第五項、第一百一十一条第一項及び第二項、第一百二十二条並びに第一百三十一条中「出納長」を「会計管理者」に改

める。

別表第一中

広島県動物愛護センター	広島県動物愛護センター
広島県保健環境センター	

を

広島県動物愛護センター

に、

広島県広島西飛行場事務所	県立広島大学
--------------	--------

を

広島県広島西飛行場事務所

に、

広島県立食品工業技術センター	広島県立西部工業技術センター	広島県立東部工業技術センター
----------------	----------------	----------------

を

広島県立総合技術研究所

に、

広島県立農業技術センター	広島県立農業者職業能力開発校
--------------	----------------

を

広島県立総合技術研究所

に、

広島県立畜産技術センター	広島県立水産海洋技術センター	広島県立林業技術センター	広島県立西部農業技術指導所
--------------	----------------	--------------	---------------

を

広島県立自彊高等学校

に、

広島県立自彊高等学校	広島県立三和高等学校
------------	------------

を

広島県立自彊高等学校

に、

広島県立宮島工業高等学校	広島県立尾道工業高等学校
--------------	--------------

を

広島県立宮島工業高等学校

に、

広島県立広島中央特別支援学校	広島県立広島南特別支援学校	広島県立尾道特別支援学校	広島県立広島特別支援学校
----------------	---------------	--------------	--------------

広島県立盲学校	広島県立広島ろう学校	広島県立尾道ろう学校	広島県立広島養護学校
---------	------------	------------	------------



直径三十ミリメートル

別表第二(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。
 別表第二(第百十二条関係)

広島県甲山警察署	広島県可部警察署	広島県西条警察署	広島県広島北警察署	広島県立美術館	広島県立吉田少年自然の家	広島県立黒瀬養護学校	広島県立沼隈養護学校	広島県立広島北養護学校	広島県立庄原養護学校	広島県立呉養護学校	広島県立三原養護学校	広島県立福山北養護学校	広島県立廿日市養護学校	広島県立広島西養護学校	広島県立西条養護学校	広島県立福山養護学校
を	を	を	を	を	を	を										
広島県世羅警察署	広島県安佐北警察署	広島県東広島警察署	広島県安佐南警察署	広島県立美術館	広島県山県警察署	広島県安芸高田警察署	広島県立沼隈特別支援学校	広島県立広島北特別支援学校	広島県立庄原特別支援学校	広島県立呉特別支援学校	広島県立三原特別支援学校	広島県立福山北特別支援学校	広島県立廿日市特別支援学校	広島県立広島西特別支援学校	広島県立西条特別支援学校	広島県立福山特別支援学校
に改	に、	に、	に、	に、	に、	に、										

別記様式第二十二号中「出納長（員）」を「会計管理者（出納員）」と改める。

別記様式第二十二号その1中「広島県出納長」を「広島県会計管理者」と

振替元 広島県出納長 を 振替元 広島県会計管理者 と

振替先 広島県出納長 を 振替先 広島県会計管理者 と

振替元 広島県出納長 を

振替元 広島県会計管理者 と

振替先 広島県出納長 を

振替先 広島県会計管理者 と改め、同様式その2中「出

納長」を「会計管理者」とし、「出納長又は」を「会計管理者又は」とし、「課税収納室」を「税務室」と改める。

別記様式第二十二号の2中「出納長」を「会計管理者」とし、「出納長→取引店」を「会計管理者→取引店」と改める。

別記様式第二十三号中「出納長」を「会計管理者」と改める。

別記様式第二十四号中「（出納長）」を「（会計管理者）」と改める。

別記様式第二十五号その1中「（出納長）」を「（会計管理者）」と改め、同様式その2裏中「出納長」を「会計管理者」と改める。

別記様式第二十六号中「（出納長）」を「（会計管理者）」と改める。

別記様式第二十七号中「出納長（員）」を「会計管理者（出納員）」と改める。

別記様式第二十八号、別記様式第二十八号の2及び別記様式第二十九号表)中「出納長」を

「会計管理者」と改める。

別記様式第三十号その1及び同様式その2中「出納長（員）」を「会計管理者（出納員）」と改める。

別記様式第三十二号その1及び同様式その2中「出納長（員）」を「会計管理者（出納員）」と改め、同様式その3中「出納長（員）」を「会計管理者（出納員）」と改め、同様式その3備考2中「出納長」を「会計管理者」と改める。

別記様式第三十二号の2中「出納長」を「広島県会計管理者」と改める。

別記様式第三十三号その4備考2中「保健環境センター」を「総合技術研究所保健環境センター」と改め、同様式その5を次のように改める。

その5 削除

別記様式第三十三号その6備考1中「県立盲学校」を「県立広島中央特別支援学校」と改め、同様式その8を次のように改める。

その8 削除

別記様式第三十六号の二その1中「出納長（員）」を「会計管理者（出納員）」とし、同様式その2中「出納長」を「会計管理者」と改め、同様式その3中「出納長（員）」を「会計管理者（出納員）」と改める。

別記様式第三十六号の三その1及び同様式その2中「出納長（員）」を「会計管理者（出納員）」と改め、同様式その3及び同様式その4中「収支等命令者（会計課） 出納長」を「収支等命令者（会計総務室） 会計管理者」と改める。

別記様式第三十六号の四中「出納長」を「会計管理者」と改める。

別記様式第三十六号の五及び別記様式第三十六号の六中「出納長（員）」を「会計管理者（出納員）」と改める。

別記様式第三十七号中「**〔**出納長， 廃出納員， 地域事務**〕**」を「**〔**会計管理者， 廃出納員， 地域事務所出納員又は税務出納員**〕**」と改める。

別記様式第三十八号及び別記様式第三十九号中「出納長」を「会計管理者」と改める。

別記様式第四十号の二中「出納長」を「会計管理者」とし、「出納長→取引店」を「会計管理者→取引店」と改める。

別記様式第四十号の三中「出納長」を「会計管理者」と改める。

別記様式第四十二号中「出納長」を「会計管理者」と改める。

別記様式第四十三号中「出納長」を「会計管理者」とし、「取引店→出納長」を「取引店→会計管理者」と改める。

別記様式第四十七号その4表第2中「保健環境センター」を「総合技術研究所保健環境センター」と改める。

別記様式第五十七号中
「出納長， 廃出納員， 地域事務所出納員又は現金出納員受領印」
を
「会計管理者， 廃出納員， 地域事務所出納員又は現金出納員受領印」
と改める。

別記様式第五十八号中
「出納長又は有価証券出納員受領印」
を
「会計管理者又は有価証券出納員受領印」
と改める。

別記様式第六十七号中「出納長」を「会計管理者」と改める。

別記様式第七十二号中
「**〔**出納長（員）**〕**」
を
「**〔**会計管理者（出納員）**〕**」
とし、「財産主管課」

を「財産主管室」に改める。

別記様式第七十三号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記様式第七十四号中

「(出納長， 廃出納員， 地域事務所出納員又は税務出納員の決裁欄)」

を

「(会計管理者， 廃出納員， 地域事務所出納員又は税務出納員の決裁欄)」

に改める。

別記様式第七十五号中「出納長」を「会計管理者」に改める。
別記様式第七十六号中「広島県出納長」を「広島県会計管理者」に改める。
別記様式第九十一号中「又は出納長」を「又は会計管理者」に

「(出納長， 廃出納員， 地域事務所出納員， 税務出納員， 現金出納員， 有価証券出納員， 分任出納員又は資金前渡を受けた職員)の所属職氏名」

を

に改める。

「(会計管理者， 廃出納員， 地域事務所出納員， 税務出納員， 現金出納員， 有価証券出納員， 分任出納員又は資金前渡を受けた職員)の所属職氏名」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(旧様式による用紙に関する経過措置)
- 2 この規則による改正前の広島県会計規則の様式により作成された用紙は、改正後の広島県会計規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。